

平成26年第2回本巢市議会臨時会議事日程（第1号）

平成26年5月8日（木曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）
日程第5 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第6 議案第33号 工事請負契約の締結について（席田小学校体育館増築工事）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	堀部好秀	2番	江崎達己
3番	鏑本規之	4番	黒田芳弘
5番	舩渡洋子	6番	臼井悦子
7番	高田文一	8番	高橋勝美
9番	安藤重夫	10番	道下和茂
11番	中村重光	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	後藤壽太郎	16番	上谷政明
17番	大西徳三郎	18番	鵜飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	石川博紀
教育長	白木裕治	総務部長	神谷義幸
企画部長	大野一彦	市民環境部長	片岡俊明
健康福祉部長	林正男	産業建設部長	大熊秀敏
林政部参事兼 部長心得兼根尾 総合支所長心得	小野島広人	上下水道部長	杉山敏郎
教育委員会 事務局長	岡崎誠	会計管理者兼 会計課長	村瀬敏勝

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会議務局長 安藤正和

議会書記 杉山昭彦

議会書記 山本 憲

開会の宣告

○議長（若原敏郎君）

ただいまから平成26年第2回本巣市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（若原敏郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号4番 黒田芳弘君と5番 船渡洋子君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（若原敏郎君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（若原敏郎君）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告します。

それでは、出席しました会議等につきまして報告させていただきます。

最初に、3月28日、岐阜市役所で開催された第1回岐阜地域児童発達支援センター組合議会定例会について、報告します。

定例会に提案された2議案のうち、議案第1号 平成26年度岐阜地域児童発達支援センター組合一般会計予算は、歳入歳出それぞれ1億2,905万7,000円と定めるものであり、議案第2号 岐阜地域児童発達支援センター組合議員等の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、非常勤職員の報酬並びに費用弁償の支給基準を詳細に規定する内容の条例であり、2議案とも審議の結果、原案どおり可決されました。

次に、4月17日、静岡県浜松市において、第97回東海市議会議長会定期総会が開催されましたので、報告いたします。

初めに、永年在職議員表彰があり、本巣市議会は10年以上表彰で道下和茂議員、安藤重夫議員及び高橋勝美議員が表彰されました。

続いて議事に移り、12件の議案が審議されました。

最初に、要望に関する議案が提案されました。三重県鈴鹿市から観光振興の推進を求める要望について、岐阜県大垣市から介護保険制度の見直しに係る要望について、愛知県豊橋市から定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充について、静岡県湖西市から中小企業の支援について、それぞれの提案説明があり、原案のとおり採択されました。

続いて、平成25年度決算認定、平成26年度予算等の提案説明があり、原案どおり承認されました。

以上、報告いたします。

総会等の資料につきましては、議会事務局に保管してありますので、必要とされる方はごらんください。以上です。

次に、議会だより編集特別委員会の報告を委員長にお願いします。

議会だより編集特別委員会委員長 鵜飼静雄君。

○議会だより編集特別委員会委員長（鵜飼静雄君）

それでは、議会だより編集特別委員会から報告をします。

議会だより第42号につきましては、5月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配付されているところでもあります。掲載内容につきましては、3月に開かれました平成26年第1回定例会が主なものとなっています。表紙には、席田小学校入学式の期待と不安に満ちた新入生たちの様子を掲載しました。2ページからは、定例会で議決された当初予算、補正予算の内容と主な議案について、そして可決された決議の要旨、大塚古墳公園のリニューアル計画案、議員活動日誌、その次に一般質問、委員会報告、審議結果及び各議員の表決の順に掲載し、14ページには議会だより編集特別委員会の大町市への視察・研修についての記事と、郷土の偉人である高木貞治博士を特集記事として掲載しました。また、最終ページには、市民の活動広場の特集として、市指定文化財の十四条八幡神社についての記事を掲載しました。

議会だより編集に当たり、今回は平成26年3月14日、26日、4月1日、9日、15日の計5回委員会を開催しました。

次回の議会だよりについては、平成26年8月1日発行予定で、今臨時会及び6月定例会の内容を主なものとして発行します。

なお、議会だよりの内容については、今後とも改善を図っていきたいということで協議を進めてまいります。皆さんから御意見がありましたらお寄せいただきたいということを申し上げて、委員会からの報告を終わります。

○議長（若原敏郎君）

次に、市長から行政報告をお願いします。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告を申し上げます。

初めに、災害時における相互応援協定につきまして、御報告を申し上げます。

平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災でも見られましたように、大規模災害発生時には、ライフラインや情報通信網の途絶、パニックの発生、庁舎や公共施設の損壊、職員の負傷などにより被災自治体の災害対応能力は著しく低下し、被災自治体単独では多岐の分野にわたり、かつ膨大な量の応急復旧活動を満足に遂行できないという事態が生じております。

このような状況の中、被災自治体に対し、災害時相互応援協定を締結していた市区町村の迅速かつ的確な行動が円滑な応急対策や復旧対策の遂行に大きな力となっていることを踏まえ、桜によるまちづくりを推進している「全国さくらサミット」に加盟する自治体間で、災害時における広域的な相互応援体制が提案され、昨年4月、岡山県津山市での「全国さくらサミット」において「防災面を初め、多方面で支え合う」という共同宣言が採択をされたところでございます。

この共同宣言に基づき、本年4月17日、新潟県五泉市で開催されました全国さくらサミットにおきまして、災害時相互応援協定を締結いたしました。今回は、検討期間等の関係から、サミットに加盟する24市町中、本市を含めた13団体での協定となりましたが、引き続き加盟自治体に対して協定への参加を働きかけてまいります。今後とも、桜を通して交流を深め、それぞれの自治体のさらなる安全・安心な市民生活の実現を目指してまいりたいと考えております。

次に、本巢市・越前市友好都市提携20周年記念式典につきまして、御報告を申し上げます。

本巢市と越前市には継体天皇にまつわる伝説が多く残され、また即位のため、都に上がる際にお手植えされたとされる淡墨桜があり、古来より大切に育てられてまいりました。

合併前、旧根尾村と旧今立町は、お互いの歴史と伝統を敬い、豊かな郷土づくりを目指して、平成6年4月、姉妹都市提携を結びました。以来、本巢市と越前市誕生の後も、引き続き友好都市として交流を深めていくことを確認し、平成18年10月に盟約書を取り交わしました。

この間、児童の紙すき体験交流、両市行事への相互訪問、産業フェアでの物産品の紹介、市民ツアーの実施など、多岐にわたる地道な交流活動が行われ、友好関係を深めてまいりました。

本年度は、友好都市提携から20年という節目の年になりましたことから、市議会を初め関係者の皆様の御臨席のもと、本巢市・越前市友好都市提携20周年記念式典を4月6日に越前市花筐公園で開催されました「はながたみまつり」開会式で、また本市におきましては、4月10日に淡墨公園で開催されました「淡墨桜おもてなしの日」において、友好宣言文の署名や記念植樹などの事業をあわせて実施させていただきました。今後も、両市民間の友好往来を一層強化し、相互理解を深め、友情を増進させ、教育、文化、スポーツ等各分野において広範な交流と相互協力を進め、新たな時代に即した緊密な友好関係を構築し、これからも30年、50年と続く友好交流へと発展させてまいりたいと考えております。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（若原敏郎君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第1号及び日程第5 報告第2号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（若原敏郎君）

日程第4、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）及び日程第5、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）についてでございます。

地方税法の一部改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、これを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

次に、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてでございます。

地方税法の一部改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、これを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

以上、詳細につきましては、報告第1号は総務部長から、報告第2号は市民環境部長から御説明を申し上げます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（若原敏郎君）

報告第1号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

それでは報告第1号、本巢市税条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

お手元の議案の概要の1ページをごらん願います。

初めに改正の趣旨でございますが、本年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、改正したものでございます。

改正の内容としましては、附則の改正でございます。

第6条関係、第6条の2関係、第6条の3関係につきましては、課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ条例には規定しないこととし、削除するものでございます。

第8条関係は、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例の適用期限が3年間延長されたことに伴い、条文を整備するものでございます。

第10条の2関係につきましては、新たに公害防止用設備、浸水防止用設備及びノンフロン製品に係る課税標準の特例措置へのわがまち特例の導入によります法改正による条文整備でございます。

第10条の3関係につきましては、耐震改修が行われました要安全確認計画記載建築物等に対する減額措置の創設によりまして、条文を整備するものでございます。

第17条の2関係は、優良住宅地造成等のため土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限が3年間延長されたことにより、条文を整備するものでございます。

第21条及び第21条の2関係でございますが、特例民法法人の移行期間の終了に伴いまして、条文整備するものでございます。

次に、本巢市税条例の一部を改正する条例の一部改正の附則の改正でございますが、第21条の2関係につきましては、先ほど特例民法法人の移行期間の終了に伴います条文を整備するものでございます。

なお、施行期日につきましては、本年4月1日ということでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（若原敏郎君）

続きまして、報告第2号の補足説明を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 片岡俊明君。

○市民環境部長（片岡俊明君）

それでは、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、国におきましては、社会保障と税の一体改革が行われ、社会保障制度改革推進法に基づき、内閣に社会保障制度改革国民会議が設置され、同改革推進法の規定に基づく法制上の措置の骨子が示されました。持続可能な社会保障の確立を図るための改革の推進に関する法律が閣議決定され、国民健康保険の保険税の賦課限度額の引き上げが盛り込まれ、保険税負担の公平の確保の観点から賦課限度額の見直しが行われ、改正することとなりました。

議案説明資料、本巢市議会臨時会議案の概要の16ページ、新旧対照表をごらんください。

条例の改正内容は、主に次の3点でございます。

16ページの上段及び中段をごらんください。

課税額、第2条第3項及び同条第4項でございます。

まず1点目は、国民健康保険税の総額を定める3つの要素の1つであります後期高齢者支援金の賦課額に係る限度額を、現行の「14万円」から「16万円」とし、介護納付金賦課額に係る限度額を、現行の「12万円」から「14万円」とし、合わせて4万円の引き上げを行うものでございます。

2点目は、保険税の5割軽減と2割軽減の基準額を見直すものでございます。

18ページの中段の(2)をごらんください。

保険税の減額、第23条関係でございます。

具体的には、5割軽減の場合は、2人世帯以上が対象となっておりましたものを単身世帯も加え

るものでございます。具体的には「（当該納税義務者を除く。）」を削除いたします。

次に、19ページの下段(3)をごらんください。

2割軽減の場合は、軽減対象となる所得基準額を現行の「35万円」から「45万円」に引き上げるものでございます。この改正によりまして、低所得者世帯に対しては、平等割の軽減割合の5割軽減及び2割軽減を拡充し、被保険者の方の負担に配慮した保険税の見直しが可能となるものでございます。

この2点の改正につきましては、地方税法施行令の改正に合わせ、国民健康保険税条例の一部の改正を行うものでございます。

最後に3点目でございますが、2点目の軽減額の見直しに合わせて、7割・5割・2割軽減額の改正を行うものでございます。

まず特定世帯の取り扱いでございますが、国保の加入者の方が平成20年4月より開始をされました後期高齢者医療制度へ移行したことにより、同じ世帯の国保加入者が1人となった世帯に対しては5年間、医療分と支援分に係る平等割額の2分の1が軽減されてまいりました。この国保の被保険者が単身となる世帯に係る保険税の負担緩和のため、平等割額を2分の1とする措置については、軽減割合を4分の1に縮小し、さらに延長しているものでございます。特定継続世帯に対する配慮でございます。特定世帯につきましては、国保に加入していた方が後期高齢者医療制度へ移られたことにより、その世帯の国保加入者が1人だけになる世帯のことでございます。

新旧対照表の21ページをごらんください。

現在、国保条例につきましては、附則の適用を行っております。この3月の定例会におきましては、保険税の据え置きをするということで常に議決をいただいているものでございますが、そのうち附則で規定をしております軽減額を改正する部分の説明をさせていただきます。

21ページの4行目の下線の部分をごらんください。

まず7割軽減では、医療分の平等割は「4,480円」を「1万3,440円」に、7行目の下線の部分の5割軽減では、医療分の平等割は「3,200円」を「9,600円」に、10行目の下線の部分では、2割軽減につきましては、医療分の平等割は「1,280円」を「3,840円」にそれぞれ改正をいたしました。

なお、3行目の下線の部分以下は、本則で定めますそれぞれの部分の軽減額となっております。

以上、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（若原敏郎君）

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第1号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第1号は委員会付託を省略することに決定しました。これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第1号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）は原案のとおり承認することに決定しました。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

今回の改正の中で、限度額の引き上げ、あるいは特定継続世帯のそれぞれの対象世帯はどのくらいあるのかということと、それに伴う収入の増減が出てまいりますけれども、財政的にどのくらいの影響が出てくるというふうに考えられるか、お伺いをしたいと思います。

○議長（若原敏郎君）

市民環境部長 片岡俊明君。

○市民環境部長（片岡俊明君）

ただいまの御質問でございますが、現在、平成25年度分の所得につきましては、まだ確定をしておりません。6月に入りましたら、この賦課の計算を行うものでございますが、現在の推計値でございますが、まず特定世帯につきましては461世帯、特定継続世帯数については145世帯というふうに推計をしておるところでございます。

後段のお尋ねでございますが、現在、平成25年度の給付実績等を見込んでおりまして、現在のところはそのまま推移するというふうに見込んでおるところでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若原敏郎君）

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

改めて、さらに明確になった段階で教えていただければいいとは思いますが、限度額の引き上げに伴う、それによって、例えば後期高齢者支援金でいえば14万円から16万円に、2万円上がるわけでありますが、その2万円の範囲に入る世帯というのはわかりませんか、おおむね。

○議長（若原敏郎君）

市民環境部長 片岡俊明君。

○市民環境部長（片岡俊明君）

現在まだ、先ほど申し上げましたが、所得等がわかりませんので、きょうの段階ではお答えはちょっとできません。

○議長（若原敏郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第2号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第2号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6 議案第33号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（若原敏郎君）

日程第6、議案第33号 工事請負契約の締結について（席田小学校体育館増築工事）を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第33号 工事請負契約の締結について。内容は、席田小学校体育館増築工事についてでございます。

席田小学校体育館増築工事に係る請負契約を締結することについて、本巢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明を申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（若原敏郎君）

議案第33号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

それでは、議案第33号 工事請負契約の締結について（席田小学校体育館増築工事）でございますが、これの補足説明をさせていただきます。

議案の9ページをごらん願います。

まず、工事名でございますが、表題にもございますように、席田小学校体育館増築工事でございます。工事場所につきましては、本巢市郡府地内。契約の方法といたしましては、事後審査型制限つき一般競争入札でございます。工期につきましては、本契約締結の日から平成27年2月27日でございます。契約金額につきましては、消費税を含みまして1億7,388万円でございます。

続きまして経過でございますが、設計金額が1,000万以上となることから、市の建設工事等請負業者選考委員会におきまして、事後審査型制限つき一般競争入札に決定いたしました。

入札参加資格につきましては、本巢市内に本店を有する者にあつては、建築執行時の総合評価点、P点と申しますが、これが800点以上、または本巢市内に支店を有する者にあつては950点以上、その他の者にあつては1,100点以上でございます。

施工実績に関しましては、平均完成工事高が3億5,900万円以上という条件のもとに入札を執行したところでございます。

この入札につきましては、5者が応札されました。入札後の資格審査の結果、落札者となり、仮契約を締結しました業者は内藤建設株式会社でございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（若原敏郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 鏑本君。

○3番（鏑本規之君）

今、入札の結果を見させていただいたんですけれども、地元の業者は1者しか入っていないんですけれども、地元のせつかくの工事でありますので、地元の業者が極力とれるように配慮願えれば

という思いで少し聞きたいんですけれども、トイレ等は外につくるといような話だったと思うんですけれども、どうして分離発注ができなかったのかなということと、もう1点は、JVを組むなりして、地元の人にとれるような配慮がなされなかったのか、お聞きをいたします。

○議長（若原敏郎君）

答弁を総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

ただいまの、なぜ分離発注ができなかったのかという御質問でございますが、市の公共事業に係る分離・分割発注に関する方針がございまして、その基準といたしまして、分離発注する建築工事の場合は、分離した物件の対象金額が1,500万円以上、例えば建築で5,000万、電気設備で2,500万を超えて3,000万といった場合、2,500万を超えた場合は分離発注といたしますが、今回の場合は、分離をいたしましても、2つの工事があったとして、1つの工種が1,500万を超えることがございませんでしたので、一括発注とさせていただきました。

それから市内業者育成ということで、できる限り市内業者の入札参加について配慮しているところでございますけれども、一般競争入札、指名競争入札について、共同企業体方式ということも、可能な限り市内業者育成ということで図っていくように実施を考えておりますけれども、今回の場合は、JVを組むまでの規模に至らなかったということで、一括発注ということにさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（若原敏郎君）

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

まず分離発注のことについて聞くんですけれども、金額的に多くないとか云々ということですが、トイレだけでも分離発注ができたのではないかなという思いがしております。トイレは1,500万ぐらいではできなかったのではなからうかというふうに思っております。

それからJVを組む云々ということもありますけれど、まず分離発注のことについてお聞きをするんですけれども、過去において、小学校だったか中学校だったか記憶にありませんけれども、耐震工事をしたときに、防水という形で、通常でいうと屋上、屋根のところなんですけれども、その水漏れの防水工事と、それから耐震工事が別々に発注をされた経緯があります。そして、耐震工事のほうは、結果として低価格により入札が成立しなかったという事案がありました。調べてもらえばわかるかと思っておりますけれども、それを回避するために、耐震工事と塗装工事を、2回目のときは分離発注のものを一括工事にして入札をした経緯があります。そういうことが過去にあったということは紛れもない事実でありますけれども、それから比較すると、今の部長の答弁では到底納得のできる答弁にはなっていないかと思っております。

それから、JVを組む場合において、金額が非常に少なかったであろうかということでもありますけれども、今の答弁でいきますと、地元の業者を育成するためにも極力努力をするといような話

があったかと思えますけれども、そういう話でするなら、どうしてJVを組まなかったのかなど。内装工事等とまたトイレ等、別途でやることができないとするなら、JVを組めば何社でも参加できたのではないかなというふうに思っておりますので、改めて答弁のほどをよろしく願いをいたします。

○議長（若原敏郎君）

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

まずトイレとかほかのところを分離できなかったのかという御質問でございますが、分離の場合は、建築工事とか電気工事、または管工事とか、そういう工種ごとに分けて行いますので、トイレの工事につきましても建築工事に含めて考えられますので、そこら辺のところは分離できなかったということで、工種ごとで分けて行いますので、その場所、場所で分けて分離をしているものじゃございませんので、ですから、一括発注をさせていただいたところでございます。

それから、JVにつきましても、やはり1者ではできないような大きい工事につきましてもJVを組んでいただきまして、工事なんかを施工していただいておりますけれども、今回の1億8,000万ぐらいの規模ですと一括発注ということで、保育園とか、7億とか、工期とかの大きい規模になりますとJVでやっていたような状況でございますので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（若原敏郎君）

鏑本議員、3回目ですのでお願いします。

3番 鏑本君。

○3番（鏑本規之君）

到底納得のできるような答弁じゃないですね。

本巢市において、1億を超えるような工事というのは、そう幾つもないんです。私も建設部会でするので、建設においては1億を超えるような工事なんていうのは一つもないじゃないかなと思うぐらいなんです。ですから、本巢市の業者にとっては1億数千万、2億弱の工事というのは、喉から手が出るほどやりたい仕事だと思っております。そういうものに対して、どうして分離発注ができないのかということ、またJVを組むなりして、便宜が図れなかったのかなということをつくづく思うわけです。

それから、一括発注ということを言われておりますけれども、先ほど私が言ったように、学校の耐震工事等について、同じ校舎を耐震工事して、そしてその上のところの防水工事、場所もどこも変わらない。けれども、そこは分離発注をしているわけなんです。分離発注したものを、このときは入札ができなかったと。いかにも低価格によって、その価格では入札には応じられないということで、業者の人が誰一人入札に参加しなかった。この価格ではやれないということで、入札に参加されなかった。結果として、入札が成立しないということで、それを回避するために、あえて分離で計画をされていたものを、塗装に関しては、予算額の大体55%ぐらいで入札が、過去においての

経緯ではなされている。極端なことを言うと、2,000万のものが塗装においては1,000万ぐらいでできるということになれば、1,000万の予算額の中で差額ができると。その1,000万を耐震工事のほうに回していけば、何とかやれるんじゃないかなという思いで、2つの工事を1つにして入札を行ったという経緯があるわけです。ですから、今部長の言われる答弁は、到底納得のできるような答弁ではないと思う。

こういう問題が多々起きる前に、全協でも言ったように、事前にそういう報告を、計画等を言ってもらえれば、議会のほうとしても何らかの形で意見等を言えたかと思っておりますので、今回のことは、これ以上のことはなしとして、要望として言っておきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（若原敏郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第33号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第33号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第33号 工事請負契約の締結について（席田小学校体育館増築工事）は原案のとおり可決することに決定しました。

閉会の宣告

○議長（若原敏郎君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成26年第2回本巢市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時20分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員